

令和2年度第2回総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年9月30日（水）14時00分～16時00分
- 2 開催場所 滋賀県合同庁舎 7階 7-C会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）10名
上野谷加代子 金子秀明 岸本正俊 崎山美智子 谷仙一郎
谷口郁美 津田洋子 森恵生 森ちあき 幸重忠孝
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）3名
阪本重光 山口浩次 山田容
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、安達主査、西村主事、坪田主事
- 6 進行
 - （1）開会
 - （2）市町地域共生社会担当者会議について
 - （3）事例発表
 - ・守山市健康福祉政策課
 - ・野洲市社会福祉課
 - ・東近江市社会福祉協議会
 - ・草津市健康福祉政策課
 - ・豊郷町保健福祉課
 - ・彦根市社会福祉協議会
 - （4）次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念・基本方針について

7 概要

〔健康福祉政策課長〕

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとご多用のところ出席いただき誠にありがとうございます。

平素は、県福祉施策の推進にあたりまして格別のご理解、ご協力を賜り、また地域福祉の向上のため、種々ご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の審議会には、委員13名中10名の御出席をいただいております。委員総数の過半数と

なりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。資料1から3、参考資料1、2とございます。不足がございましたら分科会の途中でありましても事務局までお伝え願います。

それでは、進行につきましては、社会福祉審議会規程により分科会長が分科会の事務を処理するとありますので、上野谷分科会長をお願いしたいと思います。分科会長どうぞよろしくをお願いします。

〔分科会長〕

皆さま、こんにちは。この分科会は毎月1回開催され、大変忙しいですが、皆さま頑張りましょう。

それでは、市町共生社会担当者会議の報告を事務局をお願いします。

〔事務局〕

(資料2、参考資料1 説明)

〔分科会長〕

令和2年6月に社会福祉法の改正がございまして、地域福祉支援計画は、市町の地域福祉の推進をより実効性のあるものとする必要があるということですね。次期計画では、社会福祉協議会、県、市町がどのように体制を整えていくかを示すものとなります。

時間が限られていますので、事例発表をしていただきましょう。発表者の皆様は、10分から15分程度で発表をお願いします。

まず、事務局から発表者様の紹介をお願いします。

〔事務局〕

本日、発表いただくのは、守山市健康福祉政策課ご担当者様、野洲市社会福祉課様、東近江市社会福祉協議会様、草津市健康福祉政策課様、豊郷町保健福祉課様、彦根市社会福祉協議会様です。よろしくをお願いします。

〔分科会長〕

それでは、守山市健康福祉政策課様よろしくお願いします。

〔守山市〕

本日は、守山市地域福祉計画をどのような思いで策定したかを説明させていただきます。「よく聞き、よく話し、巻き込もう」これが行政にとって大切なことで、メリットであると思います。

守山市は、平成28年3月に地域福祉計画を策定しましたが、当初は、地域福祉は何かについてよく分かっていませんでした。地域福祉、地域福祉計画について人によってどのようなものであるか言うことがバラバラでしたので、自分なりに地域福祉はどういうものなのか地域に出向き聞くことにしました。

7学区の地域福祉推進員に集まっていただきましたが、参加者数は、20名、30名と学区によっていろいろでしたが、市民の皆さんの生の声が聞こえてきました。

各学区からのご意見をまとめると、①地域での福祉の担い手が不足している。②若者(ニート、ひきこもり)への施策を充実させてほしい。③全世代を対象に、誰もが気軽に立ち寄れる居場所が少ない。④自治会と福祉関係者との連携を強くする必要がある。⑤住み慣れた地域で暮らすための基盤整備。⑥地域資源の発展の基盤整備が必要です。

これらの意見を聞いて、みなさん、何か気付かれませんか。

来年度より施行される「重層的支援体制整備事業」の趣旨と同じです。一部、市の地域福祉計画と市社協の活動計画が連携していないとの声もありましたが、重層的支援体制整備事業の根幹が市民の皆さんから出てきたことは財産だと思っています。

庁内各課にもヒアリングを行い、地域福祉計画の理念について説明をしました。庁内をどう巻き込むかは難しいですが、地域福祉の意識啓発を目的とし話をしました。

また、有識者を含めた地域福祉推進会議で、地域の実情を話すと共に、庁内ヒアリングで出た意見を話しました。地域福祉推進会議では、委員同士に地域の実状を自ら語っていただき、守山全体として取り組むよう議論を深めてもらいました。

第2期守山市地域福祉計画は、総合計画の次の位置付けでしたが、第3期計画では、各福祉分野の計画の基盤となる計画として位置付け、「市民一人ひとりに「活動の場」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つ喜びや、生きがいを実感でき、隣近所、自治会など様々な主体が参画することで、支え合いと活気のある地域社会の実現を目指す」としました。

これを具体的に行政に何ができるかを計画に落とし込んでいく必要がありますので、庁内で意見を交わしました。しかし、これだけではそれに向けてまだまだ意見が不十分だとい

うことでパブリックコメントを実施しました。

その時の手法としましては、自分達の地域のよいところ（地域の強み）を考えよう、地域の暮らすうえで、将来の心配なところ（生活課題）、住やすいまちを作っていくために、自分でできることの3段階に分けて意見を求めています。

パブリックコメントを実施している中で、逸話がありますので紹介させていただきます。ある男性から連絡がありました。パブリックコメントは無作為に手紙を出しますので、その男性が、「実は、うちの息子は、知的障害であるがパブリックコメントに参加していいか。」と聞かれました。「どうぞ、参加してください。」と言って参加いただきました。その子が他の参加者と一緒に自分の思いを一生懸命に話されました。他の参加者と話を進め、皆で意見がまとまっていった、その様子を見ていて、これが地域福祉だと感じました。意見をもらうことも大事ですが、私にとってこの体験も大事だと思いました。

次のページ、「地域の暮らしを取り戻す」にはどうしたらいいかということで、そのためにいかに自分の気持ちに火をつけていくのかなということでした。

いかに住民の気持ちに火をつけるかだと思いますが、これに向けたアプローチはやってそうでやっていません。これが地域福祉の現状だと感じております。

庁内の方にも当然、火をつけていかないといけないということで、庁内各課の事業の施策を体系化すると同時に、数値目標を掲げております。この資料は、抜粋ですが、成果指標も市民の意見を基にあげております。この数字は、第5期総合計画の数字と連動した数字です。庁内でこのような形で進めていくこととしました。

次のページをご覧ください。

目指す守山の姿ということで、守山市第3期地域福祉計画では、「一人ひとりの出番があるまちづくり」ということで3つのテーマに取り組んでいます。詳しい内容につきましては、計画の冊子をご覧くださいだと思います。ご覧いただきたいのは、この絵です。

この絵は市民の方に無償で描いていただきました。原画は、色鉛筆で描いています。守山が目指そうとしている地域を具現化するとこんな感じかなと描いていただいています。

この計画を策定していく中で、一番大事だと感じたのは、市民さんが「この計画は『私の計画』だ。」という意識が芽生えたことです。実は、この計画は業者に委託していません。すべて手作りです。だから、文章をよく読むと誤字や変な言い回しがあります。冊子が出来上がってから気付いて、皆で笑って、これがこの計画のいいところだ、「私達の計画だ。」と言えること、それが実は、地域福祉計画を策定する上で巻き込むポイントだと思います。だから、よく市町で業者委託するのか、直執行するのかの議論が出てきますが、私はどちらで

もいいと思います。いかに住民を巻き込むのかが大きいポイントなのかと思います。

私が地域福祉を進める上で一番の根っことしてありますが、長久手市長さんの言葉をそのまま使わせていただいておりますが、「遠回り するほど大勢が 楽しめ うまく いかない こと あるほどいろんな人に 役割がうまれる」ということです。地域福祉に近道はないけど、近道したくなってしまう、住民とゆっくり膝をつきあわせて話をしていくこと、行政と住民が手と手を取り合って進めていくことが大切なのだと思います。

以上、第3期の計画を策定した際の話をしていただきました。第3期計画は、今年度が最終年度で第4期の計画策定を進めていきますが、実は、新型コロナウイルス感染症の影響により1年改定時期が延期となっております。正式な次期計画策定は来年度進めていけたらと思っております。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

計画の作成方法を説明いただきました。

それでは、続きまして、野洲市社会福祉課様よろしく申し上げます。

〔野洲市〕

野洲市では、第2期の地域福祉計画を策定した時は、第1期をそのまま継続したのですが、これではよくないということで第3期目では随分とやり方を変えていくことにしました。平成19年に1期目がありまして、2期目が27年から動いており、令和3年4月から3期目の計画を進めていこうということで動いています。

今回、第3期に関して、従来であれば福祉の話をするとき、障害者、高齢者、児童が福祉の範囲という話になりがちですが、市民全員に関係することであると説明をしています。

地域福祉計画は地域生活課題の把握と解決が目的となりますが、この地域生活課題をよく読むと、生活上の諸課題と言い換えることができると考えています。そのため、野洲市がこれまで取り組んできた生活困窮者等への支援をベースに地域福祉計画の策定に取り掛かることにしました。

ですので、野洲市の場合は、第3期の計画を策定するにあたり、新しいことをしようとは特段考えていません。今やっていることを整理しようという考えで策定しております。今回、社会福祉法改正に携われた原田先生にも相談しましたが、個別支援で考えるとうまく連携できるのですが、いざ計画に反映しようとする、うまくいかず悩んでいきます。

「野洲市くらし支えあい条例」第2条に生活困窮者等という定義をおいていますが、これ

は、生活困窮自立支援法が成立した当初、法律では経済的困窮を主な支援の対象という表現でしたが、野洲市の場合は、お金だけで困っている人だけでなく、何か困っておられたらサポートが必要であるということで対象を広げ、条例に位置付け、現在も引き続き対象としています。生活困窮者支援の中核としては、市民生活相談課が総合相談の窓口として対応しています。というわけで、生活困窮者等への支援の中心である市民生活相談課と生活保護を担当している社会福祉課が一緒になって策定していこうという形をとっています。

資料では、総合計画以下、各福祉分野の計画の上に地域福祉計画が置かれていますが、守山市と同様、地域福祉計画をベースに各福祉分野の計画を考えています。

社会福祉法改正に伴い、地域福祉計画は各福祉分野の上位計画として位置づけられたということですが、野洲市の場合は、議決の案件に地域福祉計画はなっていませんでした。今回、議決案件として取り上げてもらうよう調整を進めています。

続きまして、策定体制ということで、どの自治体でも行っておられるかと思いますが、事務局は社会福祉協議会さんと一緒に進めています。社会福祉協議会の地域福祉活動計画があるかと思いますが、これまでも連携して策定してきましたが、内容において、あまり連携が取れていないのが現状でした。

市民さんからすると社会福祉協議会と市の違いがあまりないので、同じ一つの計画で良いのではないかということになりました。第3期からは、地域福祉活動計画の要素もひっくるめて地域福祉計画にしようと動いています。

あえて棲み分けをするとすれば、今回、法改正で言われている部分については、地域福祉計画で方向、理念を整理し、実際の活動のところについては、活動計画となります。

庁内検討委員会は、社会福祉協議会も外部委員として参加していただき、パブリックコメントやタウンミーティングに向けて進めているという状況です。

策定委員のメンバーは、大学の准教授、関係団体、行政機関の職員である市民部長と健康福祉部長、そして、一般公募委員の方が2名入っていただき15名体制で進めています。

庁内検討委員会については、健康福祉部長以下、政策監、健康福祉部課長級の職員全員に入っていただき、市民部からも参加してもらい、いろいろな話をしています。ここでも社会福祉協議会も外部委員として入ってもらっています。事務局案として進めるのはここでやっています。

専門部会を庁内検討委員会の中でもっていまして、これが重層的支援体制整備事業についてどうやって取り組んでいくかを検討するためにたちあげ、重層的支援体制整備事業の方向性はこれでいいのか等を考えることをやっています。野洲市では、令和4年4月から重層的支援体制整備事業を実施していけるよう進めているところです。

タウンミーティングは、今年は新型コロナウイルス感染症の関係で、なかなか開催できませんでした。7月から9月を中心に17回開催し、10人から30人の小規模のヒアリングを開催し、予定していたものは全て開催しました。後は、市役所の中では聞こえてこない市民さんの声がありましたが、市民さんから多くの意見を聞くことができました。よく野洲市の

場合、相談支援を取り上げてもらいますが、地域の市民さんの活動はなかなか取り上げてもらえていませんでしたので、弱いのかと思っていました。しかし、地域を回ってみるといろいろな地域の方が興味深い活動をされているというのが分かりました。実は、みなさん、個々のケースを動かすときには、つながってやってもらえますが、そのことが市役所の中に広まっていません。タウンミーティングを通じて、市民さんの活動を知ることができました。

パブリックコメントは年末に実施します。

スケジュールについては、資料3に記載のとおりですが、これとは別に事務局協議を頻回に開催しています。

資料4、タウンミーティングに関する資料ですが、地域福祉計画を知っているかをタウンミーティングで聞きますが、誰も手が挙がりません。野洲市がどういう方向性で地域福祉を進めていこうと考えているのかを空で言ってもらえるようなキャッチコピーが必要だと思っています。今考えているキャッチコピー「おたがいさま」と「すこしのおせっかい」です。

「おたがいさま」の関係を作っていきたい、すこしのおせっかいができる関係性をつくっていけるようなことが地域づくりそのものにもなっていくと思います。地域で活動をやってもらう時に、全力走でやっていくような形でやると続かないこともありますので、まず、地域の住民さん達があまり無理をしないで進めていけることはどんなことがあるのかなという「すこしのおせっかい」です。これらのキーワードについて話してもらうためにタウンミーティングを実施しています。タウンミーティングのテーマとして4つの窓というのがあります。1つ目は野洲市のいいところ、2つ目は困っていること、3つ目で10年度、野洲市にどうなっていて欲しいですか、と夢、希望を聞いています。これが、地域福祉計画のビジョンのところの話になってきます。4つ目に、10年度後の野洲市のためにできることは何ですか。これがアクション。「すこしのおせっかい」となります。例えば、ずっときれいな街であって欲しいため、ごみ拾いを頑張ります、挨拶運動は大事ということで挨拶運動を頑張りますという声があります。「おたがいさま」と「すこしのおせっかい」で取り組んでいけるのかと思っています。

いろいろな所で地域福祉計画について話をしていますが、計画を策定するだけではだめかと思っています。

野洲市長から実効性のある計画にするようにとの話がありました。実際に、具体的に市民さんに内容がわかる計画にしていこうということで基本方針をつくっていくところですか、市民からの意見をこういう形で計画に盛り込んだということをフィードバックしていきやすいようにしていきたいと考えています。今までは、策定委員に計画を策定してもらっただけでしたが、それだけではダメということで、これからはメンテナンスにも参加していただくため外部評価委員として残ってもらう予定です。地域福祉計画は、野洲の方向性、こんなことをやっているなということをも市民さんの頭のどこかに残ってくれればいいなと思っています。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

重層的支援体制整備事業も考えながら策定を進められているということです。

つづきまして、東近江市社会福祉協議会様お願いいたします。

〔東近江市社会福祉協議会〕

本日は、東近江市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を紹介させていただきたいと思えます。

まず、計画の構成について簡単に説明させていただきます。東近江市地域福祉活動計画は、各地区ごとの「地区住民福祉活動計画」、地域福祉を推進していくための「地域福祉推進計画」、社会福祉協議会の組織基盤の強化を目指す「基盤強化計画」の3つの計画で構成しています。

次に策定委員の構成ということで、委員を記載しております。策定委員の就任依頼をする時に考えたことは2つあります。1つ目は、多くの方に計画づくりに参画していただきたいということで、東近江市の福祉に関わる人をどんどん増やしていきたいという気持ちがありました。2つ目は、社会福祉協議会としては、策定委員さんとのつながりをつくるというのではなく、策定委員さん同士、それぞれが各団体に所属されていますので、皆さんのつながりを生み、皆さんの活動を深めていただけたらいいなと思いをかけさせていただきました。この2つのポイントから福祉に限らず、まちづくりや商工関係など様々な分野の方に参画していただきました。策定委員は、42名で構成されることになりました。

次にページでは、次期地域福祉活動計画策定スケジュールということで、現在、第2次の計画の推進が途中ですが、令和3年度で終了となります。第3次計画に向け、今年度策定事務を進めていく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で予定通りに進められていません。大きな枠でお伝えしますが、令和2年度は第2次計画の進捗確認や振り返りを行い、地域や東近江市がどのように変化していったのか等を整理していきたいと思っています。その中で、新たな課題や取り組むべき事項について住民の皆さんと共有し、令和3年度に向けて策定を進めていく予定です。

次に東近江市における地域福祉の課題ですが、社会協議会としては、住民に皆さんの声や策定委員さんの声を聞き、それを基に、活動計画を策定してきました。

各地区、市域で意見の聞き取り方法が異なります。東近江市は、14地区ありますが、住民さんと一緒にどのようにしたら住民さんの声が聞けるか、どのようなやり方であればいろいろな意見がでるかについてその地区の住民の皆さんと考えながら声を聞いていきました。住民福祉活動推進会議、住民懇談会等は一例として挙げさせていただいているものです。

市域としては、策定委員会を立ち上げまして、14地区でもらってきた声を基に市域で考える課題をボトムアップで整理しました。東近江市としても課題ばかり聞くのはしんどいので、住民の皆さんにこういう街にしたい、こういうことをしていきたいなど5年後の願い

を出し合ってもらったのが非常によい雰囲気のできたのがよかったです。

次に地域福祉の課題ということで、人とのつながりが希薄になってきた、「助けて」と言いつらい、「何かできるよ」という人はたくさんいるが繋がられていない、地域の課題が身近に感じられない、地域の活動自体を知らない人が増えてきた、つまり、リーダーシップを取っていただける方が減ってきた課題、また、中学生が、地域活動に参加することが減ってきている、また、若い世代の人の意見を聞いていないのではないかと、子育て世代、働く世代の人に地域活動に参加してもらえないと決めつけてしまっているのではないかとといった課題があります。

地域の皆さんからいただいた声をどのように計画に盛り込んでいくのかということで次のページをご覧ください。

図を見ていただくと地区と市域が連動しているかと思えます。地区で出てきた課題を市域で反映していくのですが、策定委員の皆さんが話し合い、策定を進めていました。策定委員としては、ワークショップの形をとり、意見をもらうということだけでなく、委員さんが感じられている事等を意見として出していただきながらやりとりを進めています。そこで出てきた意見を社会福祉協議会職員で構成する作業委員会で意見を計画案として形にしていけます。作業委員会と策定委員会とずっとやり取りを積み重ねて計画の形にしていけます。目標の柱建て、スローガン、目指す地域の方向を住民さんと丁寧に確認し、住民の皆さんに伝わる表現になっているかと思えます。また、住民さんが自分達の言ったことが計画に盛り込まれていることを確認しながら進めました。

一つエピソードがありまして、計画の中に「活躍」という表現がありますが、「活躍」はハードルが上がったり、違和感があるということで何度も議論を重ねていただきました。結局、いい言葉が見つかりませんが、議論を重ねてきた過程も含めて計画策定であると思っています。

次のページにこの計画で大事にしていることが書かれています。話し合いの場をつくるということです。地区でも地域でも話し合いの場をつくるということを大切にしています。また、社会福祉協議会内の連携も大切にしております。社会福祉協議会には、4課あります。地域福祉活動計画担当課は地域福祉課ですが、この計画は社会福祉協議会の計画でもあるということで各課の枠を超えて策定していこうとなりました。策定委員会や作業委員会を開催し進めています。こういった過程を社会福祉協議会の中でも積んでいくことで、職員同士が協議をすることでお互いの業務を知ったり、いろいろな知見に気づいたりということで、普段の業務にも経験が活かせるのではないかなと思います。計画を策定するときは、非常に密に連携が取れますが、計画の推進となると、少しずつ連携が取りにくくなります。継続して密な連携が取れるようになるといいなと思っています。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

この計画の策定方法は、テキスト型ですね。教科書ですね。

住民から上がってきたものを全体に上げる。この方法も一つのやり方ですね。

次に、草津市健康福祉政策課様お願いします。

〔草津市〕

今年度、第4期目地域福祉計画を策定していますので、計画の内容について説明させていただきます。

資料骨子案の概要の「計画にあたって」に計画策定の趣旨、位置づけ、計画期間が書かれています。市福祉関連計画の上位計画として位置づけて検討を進めています。

第4期計画では、地域共生社会の実現を目指して地域全体における助け合いや支えあいの精神の醸成、住民同士による福祉活動の強化、包括的な支援体制の強化といった点を重要な要素として捉え、計画の策定を進めているところです。

次に現状と課題ですが、統計データを確認しながら高齢者人口の増加や独居高齢者の増加や傾向等について示しています。現第3期計画の評価として重点プログラム5つの成果と課題を無作為に福祉関係者に送ったアンケート調査により回答いただきました。主な調査事項5つに対するアンケートの結果またはワークショップを2回開催しました。1日目は、「高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等への支援として共通に取り組めること」について、相談支援、見守り、居場所づくりの3つの取り組みを検討、2日目は、重層的支援体制整備事業を切り口に話をさせていただきました。まず、複合的な課題を抱える家族への支援。お父さんがお酒を飲んでばかりで仕事をせず、お母さんは育児に疲れ、なかなか毎日の生活が成り立たず、子供は不登校で云々というシチュエーションを出しましてどのように支援をしたらよいのか、あるいは、ひきこもりの相談支援、参加支援に係る対応策というテーマで話させていただきました。これら第3期地域福祉計画のアンケート、ワークショップで見えてきた課題を第4期計画に向けた主要課題に4つにまとめ盛り込んでいきます。1つ目は、地域で活動する人をさらに広げる、2つ目は、住民同士の良好な関係を築くためのきっかけづくり、3つ目は、地域共生社会の理念に基づき、包括的な体制の構築、4つ目として、災害や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策への備えについてです。これら4点を第4期地域福祉計画の主たる課題として挙げています。

次に計画の理念ですが、冒頭で申し上げたとおり第4期計画は地域共生社会の実現を目標に掲げていますので、現計画の理念を「助け合い・支え合い」という言葉に置き換えました。現第3期計画や総合計画では、「地域力」という言葉を多く使用していることから、整合性を図るために『「助け合い・支え合い」を未来につなげるまち～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～』を基本理念として進めているところです。草津市は、住む人、来る人、誰もが健やかに幸せに暮らせるまちということで「健幸」をうたっております。

第4期の基本理念の実現に向けまして、特に重点的に取り組むポイントとしましては、「重点プログラム」を据えております。1つ目は、地域で活動する人の輪を広げますと人材育成の視点です。2つ目は、市民の暮らしに根ざした交流を深める機会や場づくりの視点、3つ目は、資料では「地域共生社会の実現を目指した取り組み」とありますが、地域共生社会の実現を目指す計画で重点的プログラムを同じ表現をするのはおかしいため、現在は、「包括的支援体制の構築」を目指す取り組みを進めますというように設定する予定です。4つ目に災害や感染症への備えを進めますとし、このような4つのプログラムを重点的に進めていきます。

施策の展開、体系といたしましては、基本目標が3つあります。みんなで育ち合う人づくり、みんなで支え合う地域づくり、みんなが尊重される福祉のまちづくりと大きな目標を3つ掲げまして、それぞれに基本方向、基本施策、基本施策に各福祉分野の課の事業がぶら下がっています。それぞれの福祉分野の施策を取り込んでいく中で、基本施策を充実させ、議論方向を目指しながら目標を達成し、その中で重点プログラムを重点的に取り組み、基本理念「助け合い・支え合い」を未来につなげるまちの実現するような方向で計画を策定しているところです。

最後に計画の進捗管理、PDCA に関することを計画に記載します。そのような形で1から5章の章立てで作成途中ということです。スケジュールといたしましては、10月に外部委員会を開催し、素案について議論いただき、月末に最終案、パブリックコメントの案を見ていただき、12月頃からパブリックコメントを実施し、今年度内に策定する予定をしております。

計画を策定する体制としましては、庁内検討会と策定委員会の両者の案を地域福祉推進市民委員会で協議、検討してもらっています。地域福祉推進市民委員会の中で、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントを実施し、地域の課題、方向性を共有し、地域福祉計画を策定しているという流れになっています。地域福祉推進市民委員会のメンバーとしましては、学識経験者、福祉関係団体代表、一般公募による市民、ボランティアグループ、厚生保護関係団体代表、高齢者、障害者、子育て支援関係団体、医療関係、地縁、人権関係団体代表にお越しいただき、皆さん貴重なご意見をいただいています。

草津市については、今の計画の内容について説明させていただきました。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

草津方式が出てまいりました。

それでは、豊郷町役場保健福祉課様よろしくお願いたします。

〔豊郷町〕

皆さんのお話をお聞きして、少し違うと思うことだけお話をさせていただきます。

まず、豊郷町ですが、とても小さな町でして、滋賀県の東部に位置しています。面積が7.82 km²です。資料にもありますように、甲良町と JR の間にあるのが、豊郷町になります。そのような所に、小学校2校、中学校1校あります。また、そこに新幹線、近江鉄道、中山道、国道8号線が縦断してしまっていて、町が割れている感じになっています。

人口ですが、7,360人、15歳未満が1,000人ほど、高齢者65歳以上が2,000人弱となっています。15歳未満が全体の14.8%、65歳以上が全体の24.5%です。

6ページになります。この地域福祉計画は、平成29年度、県内で地域福祉計画策定を策定していない市町は豊郷町のみとなり、策定をしました。策定委員につきましては、8ページです。12名で構成しています。要綱では16名以内で構成するとなっています。残り4名については、自治会長に就任いただく予定でしたが、年度途中での就任依頼ということもあり、就任いただくことができませんでした。また、公募で2名募集をしましたが、公募の応募がなく、12名の策定委員でスタートしました。

1年目は、住民さんのアンケート調査、社会福祉法人等の36団体へのアンケート調査を実施しました。策定委員会は、2年間で6回実施しました。また、2年目は住民ワークショップを開催しておりまして、参加者が30名となっております。

団体アンケートですが、回収状況としましては、36団体に配布し、回答が26団体、回収率が72.2%でした。住民アンケートは、1,000件配布し、381件の回収、38.1%の回収率となっています。

ワークショップは、2回の開催を予定していましたが、人の集まりがよくなかったため、30名の参加で1回のみ開催となりました。しかし、ご意見は大変貴重なものを多くいただきました。豊郷町の良い所と足りない所、今後の取り組みについてお話いただきましたが、4つのグループに分かれています。4つのグループというのは、若者世代、子育て世代、シニア世代、障害をお持ちの保護者です。この4つのグループでワークショップを進めていただきました。最終的にキャッチコピーを各グループに作っていただき、発表をしていただきました。若者世代の作ったキャッチコピーは、「あったかホーム」との連携です。この「あったかホーム」は豊郷町の独自事業でして、空き家を改修しまして、高齢者、子育て、障害者の方など誰でも気軽に寄っていただく場です。豊郷町は16地区ありますが、全ての集落に地域の方が歩いて行ける集まれる場所を作ろうということで、社会福祉法人と NPO 法人 県立大学の学生さんが協働で取り組んでいただいています。その「あったかホーム」を全ての地区、16か所に進めていきたいなということで若者世代からご意見をいただいております。

シニア世代の方および障害をお持ちの人の保護者からは、7つご意見が出ておりまして、新庁舎で住民サービス向上を書いています。現在、新庁舎を建築しているところで、来年度完成する予定をしております。窓口が分かりにくいという住民さんからご指摘があり、ど

ここに相談行けばいいのか一目で分かるような庁舎を造って欲しいということをご意見でいただきました。また、活用団体の連携強化、空き家がありますので、空き家の活用、安全な道路交通網等のキャッチコピーがありました。

最後に豊郷小学校の旧校舎群の写真を掲載しました。こちらの校舎は、中山道沿いにございます。お近くにお寄りの際は、是非、お立ちよりいただければと思います。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

7千人、8千人に対する地域福祉計画がいかにあるか。施策的に打ち出していないといけないこともありますし、また、温かい気持ちが集まりやすいですね。初めて計画を策定いただいたということで、滋賀県の策定率は100%と統計上なり、喜ばしいこととなりました。

最後になりましたが、彦根市社会福祉協議会様、お願いいたします。

〔彦根市社会福祉協議会〕

私が市から社会福祉協議会へ出向した時、初めて、彦根市地域福祉活動計画を見ました。その時、「こんなにいいものがあるのであれば、これに基づき地域福祉を進めていけばいいのだ」と感じました。活動計画は、住民さんが集まって一から話し合っって策定されており、粗い計画ではありますが、地域の計画だなと感じたことを覚えています。まさに、計画の策定のプロセスそのものが、地域福祉であると思います。

構成委員についてですが、他の自治体と同様、各種団体が中心ですが、珍しいところは、FM放送局の方に来ていただいたり、商工関係、青年会議所、保護司さん等、本当に多種多様な分野の方に来ていただいています。第1次計画策定委員が地域福祉推進委員に引き続き就任いただき、現在、計画を進めています。

2のスケジュールを見ていただくと分かりますが、いくつかの市町は、行政と社会福祉協議会の計画を一体的に策定されていますが、彦根市の場合は、先に行政の計画を策定し、後から社会福祉協議会の計画を策定していました。その関係もありまして、第2次計画は行政計画の計画に合わせにこうということで、第1次計画を2年間だけ延長するため、「2カ年延長計画」を策定しました。「2カ年延長計画」を策定するにあたり、昨年度1年間、ワーキング会議を開きました。地域福祉推進委員会さんの中から出席いただいたり、地域福祉推進委員会の所属団体からメンバーを推薦いただいたりしながら、策定案を作ってもらいました。その中で、彦根市の地域福祉の課題として出されたのは、3彦根市における地域福祉の課題です。「いま」現状で課題に感じていることは何ですかということもいろいろ出させていただきました。しかし、計画は5年後、10年度後を見据えて策定するものですので、「いま」と「これから」の2つの切り口で意見を出していただきました。重なった意見も沢山出しましたが、「これから」を見据えた方が、こんなこともできるのではないか、あんなこともできるのではないかというご意見を沢山出していただいたかなと感じています。特徴

的なのは、「これから」の下から2つ目のところですが、今でこそ、新型コロナウイルス感染症で分かってきましたが、この意見をいただいた時はまだ新型コロナウイルス感染症が発生していませんでした。「地域福祉にこそ ICTが必要ではないか。」と若者支援をしている方からご意見をいただきました。地域福祉活動計画は、先駆性が必要である。出来るか、出来ないかは置いておいて、こんなこともやれたらいいのではないかというチャレンジングなことも書いているのが一つの強みであると委員長がおっしゃっていますので、これも計画に盛り込むことになりました。

社会福祉協議会が ICT を推進するものではありません。地域福祉の担い手は社会福祉協議会だけではなく、地域住民、市内の大学、企業等いろいろな人達が担い手になり、いろいろな社会資源、地域の力を活用していけば、ICT も夢ではないと大きな夢を書かせていただきました。

〔分科会長〕

ありがとうございました。

時間がない中で大変申し訳ありませんでした。

勉強させていただきましたが、それぞれの計画に特徴があります。

行政計画は支えるだけではないものとなっていますので、次回、いろいろと考えていかなければいけません。

県の地域福祉支援計画として、基本理念、目標をどのあたりに焦点を当てたらいいのかを説明いただきます。

〔事務局〕

資料説明

〔分科会長〕

県の地域福祉支援計画の基本理念には、各市町地域福祉計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画の基本理念の考え方が盛り込まれているということでしょうか。

基本方針ですが、「多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進」は、前回はこれでいけたのですが、中身が助ける、助けられると分断しない。心身不自由な方、認知症の方もボランティアをされています。課題を抱えた当事者は地域福祉の一番の主体です。ニーズを持っているというのが一番強いです。しかし、心温かい住民、配慮してくれる住民がいらないといけません。そのことを法改正ではっきりさせましたので、ここを次期計画に盛り込んでいけばと言いました。

下です。前回の時は、外国にルーツのある人達や権利主体についてあまり考えられていませんでした。県内の無戸籍者 11 名おられますが、その人達が日本に暮らして、幸せになっていたかなければいけません。地域福祉とはそういうことですから。

権利主体の自覚が乏しく、SOSを出してくれたらいいですが、出せない。また、サービスを断る人もいます。断るのは別に理由がありますが。そういう人達が顕在化していることを踏まえた上で、県としては、地域でそういう人達を忘れず、地域福祉計画を策定してください。場合によっては、言葉として地域福祉計画に入れて欲しいということです。

さらに、生活困窮者については、皆さんがおっしゃっていただいたとおりです。

「地域力の強化」については、教科書的に言いますと、介護、地域福祉の中で変わるところは、「地域力の強化」です。地域力強化に取り組まれている方もおられますが、県民に対しても伝える必要があります。

次に居場所づくりですが、単なる居場所ではありません。学び合う場所です。そして、話し合い、解決していただく場です。そこに週に1回、2回かコーディネーターや保健師などの専門職がおられることが必要となります。住民だけではできません。そういう専門職がおられる所と住民が一緒になって取り組むことが今回の地域福祉計画です。そのために、私は、「方法の取得」をかなり強調しています。今の社会福祉、介護もそうですが、「方法の取得」がやや今の課題にアプローチするのに欠けています。そのため、私達がそこを勉強しなければいけません。福祉教育、学習だけではなく、専門職の学びの場が必要となります。「方法の取得」は、お金を持ってくる「方法の取得」もあります。農福連携において、農協を説得する方法もあります。先日、農協を説得するキーワードがあるということを知りました。私達はそれぞれの団体に「うん」と言わずデータ表示の仕方を学ばなければいけません。建設会社の社長も同様のことをおっしゃっていました。そういう意味での「方法の取得」を学ばなければいけないということです。社会福祉施設については、もう少しふくらませないといけませんが、忘れてはいけないことを事務局と相談させていただきました。

さて、今日は時間がございませぬので、次回にご意見を伺います。

今回は、社会福祉法人は大きな社会資源ですので、社会福祉施設についてお話を聞かないといけません。場所と人とお金があるかは分かりませんが非常に大きな資源です。私達と一緒に活用させていただかないといけません。私達もその中で活躍したいということです。学校もそうです。

幸重委員、学校ソーシャルワーカーとして一言お願いします。

〔委員〕

各地域の取り組みの中で、子供たちを主体市民として扱われて計画策定に参加させていただいているというのは非常にいいことだなと思いました。前回、福祉教育の在り方について、一方的にかわいそうな人を助けましょうというのが学校の福祉教育であると話をしましたが、地域福祉は子供達も一緒に参画することですので、そのことを上手く計画に載せられたらいいなと思います。

〔分科会長〕

はい。ありがとうございました。

もう少し踏み込んでいいのではないかということでした。

いかがでしょうか。皆さん、ご意見を言ってください。

谷口委員はいかがですか。

〔委員〕

今日、お話を聞かせていただいた中で気付いたことが多くありました。その中で、県の計画を策定していく時に、私は「共感」が大切だと思います。地域福祉をつくっていくにあたり支え、支えられる社会をつくっていく時に、「課題を抱えた当事者をはじめ」を追記してくださいましたが、共感しづらい人たちと共に生きていく社会、そのことを考えられるのは分野別計画ではなかなか話が出てきません。地域福祉支援計画でしか出てこないのかなと思います。地域福祉計画を策定する時も地域の中でなかなか言いづらい、解決策もないと思っておられます。「共感」をキーワードに置いて、他の分野でも意見が分かれるような課題を見直していければいいと思いました。

〔分科会長〕

はい、いかがでしょうか。

大事な視点が一つ挙げていただきました。

踏み込みにくい課題は、そこに踏み込まないといけません。私が大学生の頃は、大学に外国人はおられませんでした。そのような環境で過ごしましたので、人種についてあまり考えることはありませんでした。

〔委員〕

先程、お話をしたことの追加ですが、野洲市地域福祉計画には出てきましたが、貧困、困窮のことは必ず地域の中で話しにくいことだと思います。子供のことも、大人の事ですが。

〔分科会長〕

はい。気づきにくい問題をいかに気付いていくかということです。事実は事実として直視して、しかし、そこで回復していくように困難に打ち勝つことが必要です。

〔委員〕

本日、発表いただいた自治体では、市民さんと一緒に計画を策定されているという話を聞いてとても心強く思いました。

基本理念、方針について、分科会長が訂正箇所をおさえてくださり、「お互い様」、「共助」等素敵な言葉です。しかし、「お互い様」の中に双方向が含まれています。されるだけの人には、「お互い様」にはなりません。本日、私は、施設建設説明会に出席しました。2年間

施設建設の説明をし、同意書ももらっていますが、いよいよ施設の建設が近づいてくるとあちこちから色々な声があがってきます。毎週説明したにも関わらず、「どんな人が来るのか」「夜、出て行ったり、迷惑をかけないですか」などそのような話をずっとされ、「すみません」と言っています。「お互い様」になりにくいです。

ゴミ屋敷の人は散々言われますし、住民にとっては全然「お互い様」にはならない人がいます。お互い様になりにくい重症心身障害児等について戦後間もない時に、実践の理念を示した先人達がいるのは、滋賀であります。そういう意味では、私は、福祉計画は理念であって、その理念の部分の前提できちんとおさえておくことが非常に大事だと思います。理念計画が具体的に何をもってなされたかという強化尺度を持っていくことが大事だと思います。素敵な言葉ですが、その言葉の意味と越え方を考えていかないといけないと思いました。

〔分科会長〕

はい。今回はこの続きになりますが、理念と目標は、地域福祉計画の中で非常に大事なところ。地域福祉計画を住民にも分かるようにするにはどうするかです。人間として生きていいと言われても、どのように生きていいか分からない。そういうことです。

次回、議論を深めさせていただきます。

本日は本当にいい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

〔事務局〕

分科会長様、各委員の皆様ありがとうございました。

また、本日、発表いただきました守山市様、野洲市様、東近江社会福祉協議会様にもご出席いただき、色々教えていただきありがとうございます。

今回は、社会福祉施設の取り組み等も共有させていただきたいと思っています。

冒頭に事務局からお話しました、重層的支援体制の構築が滋賀県においていかに進めていくのか、県内のどこの市町のお住まいの方でも相談しやすい環境づくりは、広域自治体として進めていかなければならないと思っています。先程、おっしゃりました無戸籍の方、ヤングケアラーの方等課題を持っている方々、また、コロナの中で外国にルーツのある方など、一番弱い立場にある方々が苦しまれたということも踏まえ、滋賀県として広域自治体として計画を策定していきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

〔分科会長〕

滋賀県社会福祉協議会にお願いしたいのですが、特例貸付件数等を次回分科会で資料出してください。近県に比べ、滋賀県は非常に多いです。ということは、貧困世帯が多いということです。あるいは、中小企業で会社が倒産したり、休業したり、その実態を共有しましょう。件数から私は、じっと耐えておられる方が多いというのを感じました。

〔事務局〕

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。